

ソフトウェア紛争 和解あっせんの概要説明

2009年11月改定

一般財団法人ソフトウェア情報センター
ソフトウェア紛争解決センター

目 次

1. 手続実施者（あっせん人）の選任に関する事項

- (1) 選任について当事者の希望がない場合
- (2) 当事者が名簿からあっせん人の選任を希望する場合
- (3) 当事者が名簿以外からあっせん人の選任を希望する場合
- (4) その他の場合

2. 紛争当事者が負担する費用（平成 21 年 11 月 11 日改正）

- (1) 申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 成立手数料
- (4) その他の費用
- (5) 支払方法

3. 和解あっせん手続の開始から終了までの標準的な手続

- (1) 事前相談
- (2) 紛争の内容
- (3) 和解あっせん申立て
- (4) 和解あっせん申立ての受理とその通知
- (5) 相手方の依頼
- (6) 和解あっせん人の選任手続
- (7) 和解あっせん手続
- (8) 和解あっせん手続の終了

4. 守秘義務

ソフトウェア紛争解決センターにおける和解あっせん手続の概要

一般財団法人ソフトウェア情報センター・ソフトウェア紛争解決センター（以下、「センター」といいます。）の和解あっせん手続は以下のとおりです。

事務規程・・・仲裁及び和解あっせん事務規程
手続規則・・・和解あっせん手続規則
料金規則・・・和解あっせん料金規則

1. 手続実施者（あっせん人）の選任に関する事項【手続規則第14条】

センターに備え置かれた「仲裁人・あっせん人候補者名簿」（以下、「名簿」といいます。）の中から利用者が指名することもできますし、センターに選任を任せていただくこともできます。名簿は、一般財団法人ソフトウェア情報センターのホームページに掲載しています。

(1) 選任について当事者の希望がない場合：

名簿から、センター長が適任と認めた候補者を1人又は3人选任します。このうち1人は必ず弁護士です。

(2) 当事者が、名簿からあっせん人の選任を希望する場合：

- ① 当事者が異なる1名をそれぞれに希望した場合は、あっせん人は3人とし、残り1名を名簿からセンター長が選任します。
- ② 当事者が希望した候補者が同じで、双方が1人のあっせん人を希望する場合は、あっせん人は1人とし、その候補者が弁護士の場合にはセンター長が選任します。その候補者が弁護士でない場合は(1)によって選任します。
- ③ 当事者が希望した候補者が同一で、双方が3人のあっせん人を希望している場合、又はあっせん人の数について希望がない場合は、あっせん人は3人として、残り2名を、必ず弁護士を含めて名簿からセンター長が選任します。
- ④ 当事者が希望した候補者が同一で、各当事者が希望するあっせん人の数が異なる場合は、①又は②によってセンター長が選任します。

(3) 当事者が、名簿以外からあっせん人の選任を希望する場合（かつ、その候補者について当事者間に合意がある場合）：

運営委員会が認めた場合に限り、

- ① 合意した候補者に弁護士がいる場合は、残り2人（あっせん人の数について2人であることを合意している場合は、1人）をセンター長が選任します。
- ② 合意した候補者に弁護士がいない場合は、弁護士1人を含めた残り2人（あっせん人の数について2人であることを合意している場合は、弁護士を1人）をセンター長が選任します。

(4) その他の場合

(2) 及び(3)の場合で選任が困難な場合は、(1)の方法によって選任します。

2. 紛争当事者が負担する費用

和解あっせん手続の利用にあたっては、以下の料金が必要となります。支払は現金又は振り込みによります。

(1) 申立手数料【料金規則第4条】

5万円に、申立額に応じて別紙(2)の別表の計算式により算出した額を加えた額（申立人が、事前に振込み又は申立時に現金で納付。別途消費税が必要）。

なお、あっせん人の選任前に取り下げられた場合及び相手方が応じない場合は、全額が返金されます。

(2) 期日手数料【料金規則第5条】

100,000円（税別。各当事者が期日に現金で納付。）

(3) 成立手数料【料金規則第6条】

和解が成立した場合に、別紙(2)の解決利益額別（税別）に計算される額（和解契約書の送達前に、振込みによって納付）。成立手数料

3. 和解あっせん手続の開始から終了までの標準的な手続

(1) 事前相談

当センターの和解あっせん手続（又は仲裁）のご利用をお考えの場合、当センターにお問い合わせいただければ、手続についてご説明します。

住所	105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目1番4号 東都ビル4階
電話	03-3437-3071
FAX	03-3437-3398
E-mail	kaiketsu@softic.or.jp
ホームページ	http://www.softic.or.jp
受付	月曜日から金曜日の、午前9時30分から午後4時30分 休業日 土日祝日及び年末年始の休日（12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日）

(2) 紛争の内容【手続規則第3条】

当センターの和解あっせんで対象とする紛争は、コンピュータ・ソフトウェア、デジタルコンテンツ及びデータベースの取引又は知的財産権侵害等に関する紛争で、典型的には企業間における紛争となります。

(3) 和解あっせん申立て【手続規則第7条】

- ① 申立人は、下記の事項を記載した和解あっせん申立書（あ様式—1）をセンターに提出して下さい。

a	当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名を含む）、住所又は居所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、メールアドレス）
b	代理人を選任した場合は、その氏名、住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、メールアドレス）
c	申立ての年月日、申立の趣旨及び理由（紛争の内容）と、理由を根拠付ける資料
d	あっせん人の数及びあっせん人の選任についての希望の有無

- ② 申立人が法人の場合は、その代表者を証明する書類を提出して下さい。
- ③ 代理人（弁護士）によって和解あっせん手続を行うときは、代理人は、和解あっせん申立書とともに、委任状をセンターに提出して下さい。
- ④ 申立人は、申立時に申立手数料（5万円に、申立額に応じて算出した額を加えた額。12pの別表参照（税別）。）を、銀行振り込み又は現金にて納付して下さい。

（4）和解あっせん申立ての受理とその通知【手続規則第8条～10条、12条】

- ① センターは、申立てが適式なものであることを確認して受理を決定し、その旨を申立人と相手方に通知します。この受理決定がなされたときに手続が開始することになります。
- ② 相手方に対してセンターは、受理通知と回答書を送付すると共に、和解あっせん申立書の写しを添付します。

（5）相手方の依頼【手続規則第13条】

- ① センターは相手方に対し、回答書等の受領後14日以内に、当センターの和解あっせん手続に参加するよう要請します。
- ② 相手方が和解あっせんの申立てに応じて、当センターの和解あっせん手続に参加する場合は、下記の事項を記載した回答書及び答弁書を提出していただきます。

（回答書）

- a 和解あっせん手続を依頼する旨
- b 相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メール）
- c 代理人を選任した場合は、その氏名、住所及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メール）
- d あっせん人及びその数についての希望の有無（数について申立人の希望がある場合は、それに対する同意の有無）

（答弁書）

- a 申立の趣旨に対する答弁
- b 答弁の理由及びその理由を根拠付ける資料の名称

- ③ 相手方が法人の場合は、その代表者を証明する書類を提出して下さい。
- ④ 相手方が代理人(弁護士)によって和解あっせん手続を行うときは、代理人は、回答書及び答弁書とともに、委任状をセンターに提出して下さい。

(6) 和解あっせん人の選任手続【手続規則第14条】

これについては、1. を参照して下さい。

(7) 和解あっせん手続【手続規則第22条～25条】

- ① 和解あっせん期日は、あっせん人が調整して決定し、期日の開催場所は、原則として、センターが指定した場所となります。
- ② 和解あっせん期日は、当事者双方の出席が原則ですが、一方当事者が無断で欠席した場合、又は一方当事者が予め欠席することに同意した場合についてあっせん人が認めた場合は、一方当事者だけで開催することができます。
- ③ あっせん人は、手続の期日に利害関係人を参加させることができ、利害関係人は申立に係る紛争又は自己の利害関係に関する主張及び資料の提出等を行うことができます。
- ④ あっせん人は、当事者双方の同意の下に、一方当事者を離席させたうえで他方当事者の主張及び意見を聞き、次いで、他方当事者を離席させたうえで一方当事者の主張及び意見を聞くことができます。
- ⑤ あっせん人は、和解あっせん期日において証拠を取り調べ、当事者の申立により証人、鑑定人等に任意に出頭を求めて、その訊問並びに調査を行うことができます。
- ⑥ あっせん人は、和解あっせん期日において、当事者の要請がある場合又は必要と認める場合に、和解案を提示することができます。
- ⑦ 和解あっせん期日には、通常、紛争解決センター職員が立ち会います。

(8) 和解あっせん手続の終了

1) 以下の何れかの場合に、和解あっせん手続は終了します。

- ① 相手方が和解あっせん手続の依頼をしないことを明らかにした場合及び14日以内に相手方の回答がない場合【手続規則第13条4項】

- ② あっせん人が、紛争解決の目的が公序良俗に反すると判断したとき、当事者があっせん人の指示に従わず和解あっせん手続の実施が困難と判断したとき、及び事案の性質上和解あっせん手続を継続するのに適さないと判断したとき【手続規則第26条1項】
- ③ 一方当事者が期日において、あっせん人に対し、和解あっせん手続の終了を要請し、あっせん人が他方の当事者と再度調整を行った結果、和解あっせん手続によっては和解が成立する見込みがないと判断したとき【手続規則第28条1項1号】
- ④ 双方の当事者が期日において、あっせん人に対し、和解あっせん手続を終了することについての合意を表明したとき【手続規則第28条1項2号】
- ⑤ 一方の当事者が、正当な理由なく3回以上又は連続して2回以上あっせん期日に欠席した場合であって、あっせん人が和解あっせん手続によっては和解が成立する見込みがないと判断したとき【手続規則第28条1項3号】
- ⑥ 現時点で直ちに和解が成立する見込みがなく、当事者にとって和解あっせん手続を継続することが、和解の成立により獲得されることが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとあっせん人が判断したとき【手続規則第28条1項4号】
- ⑦ ③～⑥のほかに、あっせん人が和解が成立する見込みがないと判断したとき【手続規則第28条1項5号】
- ⑧和解が成立したとき【手続規則第27条5項】

2) 当事者間に和解の合意が成立したときは、当事者双方は和解契約書を作成し、あっせん人は和解契約成立の証人として、これに署名捺印します。和解契約書は、当事者及びあっせん人の数にセンター分の1通を加えて作成し、それぞれが各1通を保管します。センターは、和解契約書の原本1通を、和解あっせん手続が終了した日から10年を経過するまで保管し、当事者の要請があるときは、その写しを交付します。【手続規則第27条、第32条】

3) センターは、和解あっせん手続が終了したときは、終了した旨、その年月日及び終了事由を記載した書面を作成し、当事者に通知します。

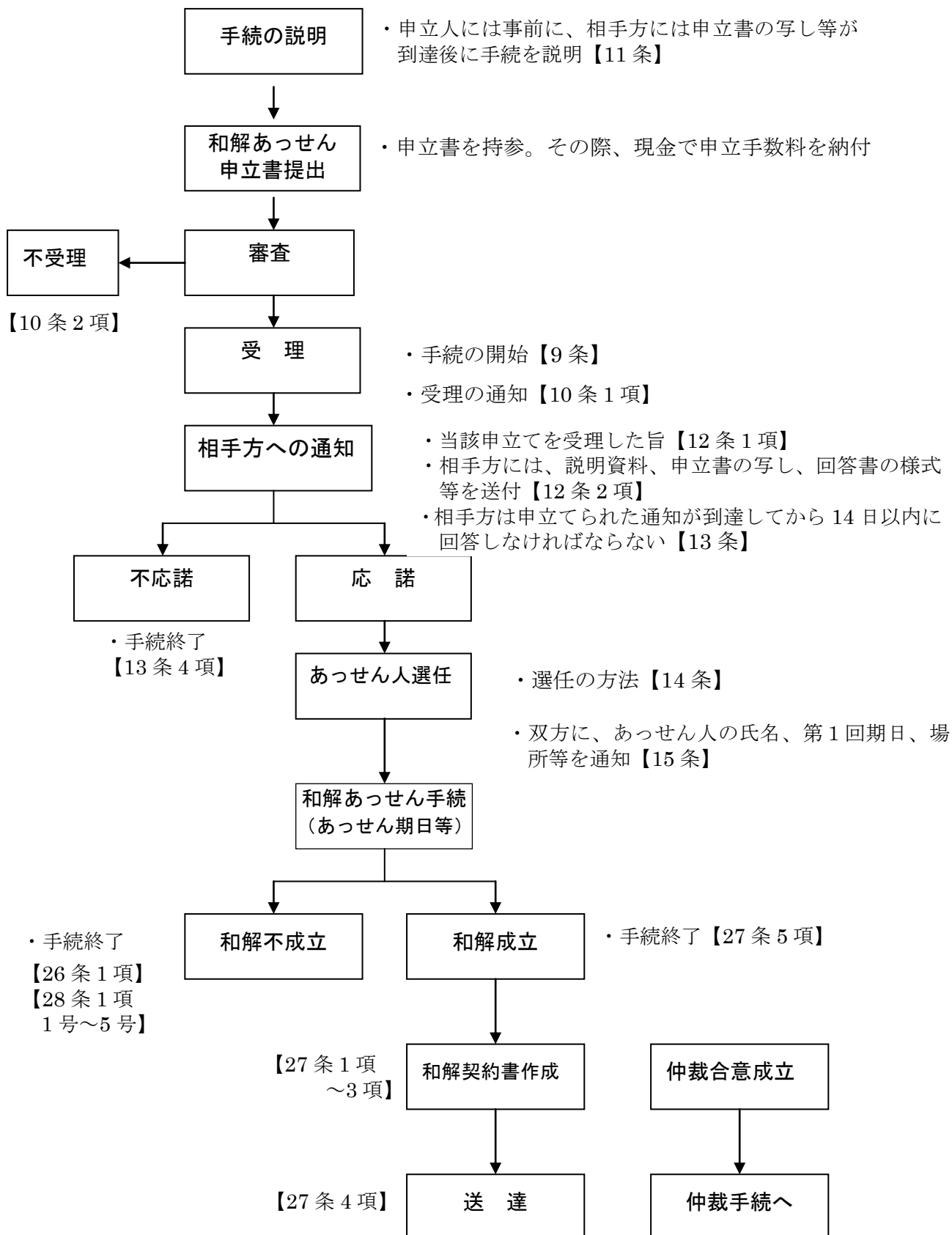
【手続規則第26条3項】

4. 守秘義務【事務規程第13条】

- (1) 和解あっせん手続は非公開です。あっせん人、あっせん人補助者、運営委員会委員、紛争解決センターの職員及び本財団の役職員は、和解あっせんの存在、内容及び結果について開示してはならないことになっています（職を退いた後も同様）。
- (2) ただし、本財団の事業報告、調査研究等の目的で、当事者名と事件を特定しない形であれば、当該目的の範囲で当事者の同意を得ずに、印刷物の配布等の方法で開示することができます。

【和解あっせん手続】

【 】は、和解あっせん手続規則の規定を指す



別表（消費税含まず）

申立手数料 (第4条)	1件につき	5万円に、申立額に応じて下記計算式により算出した額を加えた額 ・申立額が1,000万円までの部分：5万円 ・申立額が1,000万円を超え、10億円までの部分：100万円迄ごとに3,000円 ・申立額が10億円を超える部分：500万円迄ごとに10,000円	
期日手数料 (第5条)	1当事者が1回につき	10万円	
成立手数料 (第6条)	1件の紛争額(*1)に対する、1当事者の解決利益額(*2)につき(Aは解決利益額)	500万円以下	12万円
		500万円超-1,500万円以下	12万円+(A-500万円)×0.025
		1,500万円超-3,000万円以下	37万円+(A-1,500万円)×0.02
		3,000万円超-5,000万円以下	67万円+(A-3,000万円)×0.015
		5,000万円超-1億円以下	97万円+(A-5,000万円)×0.012
		1億円超-10億円以下	157万円+(A-1億円)×0.0085
		10億円超-50億円以下	922万円+(A-10億円)×0.002
		50億円を超える場合	運営委員会が定める
解決利益額が不明な場合、1件につき800万円を解決利益額とみなす(第6条第2項) *事案に応じて減額することができる。			
会議室借料	1期日に使用する借料(3部屋)	9万円	

*1 紛争額とは、申立額から当初相手方が認めた金額を引いた額

*2 解決利益額とは、紛争額を基準に、申立人、相手方それぞれが解決額に対して得た利益の額

申立人の解決利益額：解決額から当初相手方が認めた額を引いた額

相手方の解決利益額：申立額から解決額を引いた額

【申立手数料早見表（税抜き）】・・・申立額を基準

申立額	申立手数料
500万円	10万円
1,500万円	11.5万円
3,000万円	16万円
5,000万円	22万円
7,000万円	28万円
10,000万円	37万円

【成立手数料早見表（税抜き）】・・・**解決利益額**を基準

成立手数料には、あっせん人の報酬が含まれます。

解決利益額	成立手数料
500万円	12万円
1,500万円	37万円
3,000万円	67万円
5,000万円	97万円
7,000万円	121万円
10,000万円	157万円

和解あっせん料金計算例

例1. 申立額が3,000万円に対して、相手方は1,000万円を主張。あっせん期日を3回実施し、1,500万円で和解が成立した場合

○申立手数料 11万円+5万円=16万円(*1)

○期日手数料 一当事者10万円/回×2当事者×3回=60万円

○成立手数料 申立人の解決利益額(500万円)に対して12万円
(*2) 相手方の解決利益額(1,500万円)に対して37万円

2当事者の負担額：125万円(税別)※

*1：相手方が手続に応じない場合は、申立手数料は全額返金。

2：全あっせん人の報酬が含まれる。

※ 上記に加えて、審理に諸費用が必要となった場合は、別途それらの実費が必要。

例2. 申立額が7,000万に対して、相手方は2,000万円を主張。あっせん期日を5回実施し、5,000万円で和解が成立した場合

○申立手数料 23万円+5万円=28万円

○期日手数料 一当事者10万円/回×2当事者×5回=100万円

○成立手数料 申立人の解決利益額(3,000万円)に対して67万円
相手方の解決利益額(2,000万円)に対して47万円

2当事者の負担額：242万円(税別)

例3. 申立額が2,000万に対して、相手方はゼロを主張。あっせん期日を3回実施したが、あっせん人が和解の見込みなしと判断して、結局、不調に終わった場合

○申立手数料 8万円+5万円=13万円

○期日手数料 一当事者10万円/回×2当事者×3回=60万円

○成立手数料 0

2当事者の負担額：73万円(税別)